平成２７年（再イ）第５号

鹿児島県霧島市福山町福山3523番地３

再生債務者　平田みづほ

1　決議に付する再生計画案　平成27年８月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月25日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月25日まで

平成27年８月28日

鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２７年（再ロ）第１号

鹿児島県姶良郡湧水町中津川524番地１

再生債務者　古閑　泰博

1　決議に付する再生計画案　平成27年８月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月28日まで

平成27年８月31日

鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第２５０号

堺市中区学園町５番37号

再生債務者　村田　真一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年２月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年８月28日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第６号

三重県四日市市桜台本町68番地　ディアコート桜台Ａ－105

再生債務者　小野　和彦

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年８月31日　津地方裁判所四日市支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第６号

沖縄県那覇市字国場776番地　メゾン光３－Ｄ

再生債務者　浜川　義政

1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年９月24日まで

4　一般異議申述期間　平成27年10月８日から平成27年10月15日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（再ロ）第３２号

大阪府吹田市山田東３丁目23番７－710号

再生債務者　大津　雅範

1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年９月25日まで

4　一般異議申述期間　平成27年９月28日から平成27年10月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号

栃木県栃木市大平町榎本779番地

再生債務者　村田　實

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月18日まで

平成27年８月28日

宇都宮地方裁判所栃木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号

富山市願海寺674番地１

再生債務者　庄司今日子（旧姓岩崎）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月31日　富山地方裁判所

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により次の免許状の取上げ処分を行った。

平成27年９月８日　新潟県教育委員会

1　取上げた免許状

免許状の種類　中学校教諭１種免許状（国語）
高等学校教諭１種免許状（国語、書道）

免許状の番号　平15中１第20606号
平15高１第22834号

授与年月日　平成15年３月31日

授与権者　東京都教育委員会

氏名　佐藤　敦

本籍地　新潟県

2　取上げ年月日　平成27年８月28日

3　取上げ事由

教育職員免許法第11条第１項該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月二十日
掲載頁　五十七頁（号外第一八八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月二十日
掲載頁　五十七頁（号外第一八八号）

平成二十七年九月八日

東京都港区赤坂四丁目八番八号

（甲）株式会社鶴屋
代表取締役　伊東　京子

東京都港区南青山五丁目一〇番一二号

（乙）株式会社アースアート
代表取締役　二ツ木　玄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙のレーシングバーツ事業に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月二十六日
掲載頁　三十頁（号外第一九二号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月二十六日
掲載頁　三十頁（号外第一九二号）

平成二十七年九月八日

川崎市幸区戸手二丁目五番七号

（甲）ニコル・レーシング株式会社
代表取締役　合田　典親

川崎市幸区戸手二丁目五番七号

（乙）ニコル・レーシング・ジャパン株式会社
代表取締役　クラウス・ハインリッヒ・レーレッケ

東京都世田谷区中町一丁目一番一号

（丙）ニコル・マーケティング株式会社
代表取締役　クラウス・ハインリッヒ・レーレッケ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年九月二日
掲載頁　三十頁（号外第二〇〇号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年九月八日
掲載頁　二頁

平成二十七年九月八日

山口県周南市新地町二四八四番地の九

（甲）株式会社サードプラネット
代表取締役　児玉　篤

静岡県静岡市駿河区中田四丁目九番二三号

（乙）株式会社サード・プラネット
代表取締役　長野　和史